

東近江市水道事業給水条例及び東近江市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市水道事業給水条例及び東近江市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市水道事業給水条例及び東近江市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(東近江市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 東近江市水道事業給水条例（平成17年東近江市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第37条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(東近江市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 東近江市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年東近江市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行による水道法の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。